

議案及び説明 並びに参考資料

令和5年6月定例会

池田市

目 次

1	報告第 6 号	令和4年度池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について	1
2	報告第 7 号	令和4年度池田市一般会計繰越明許費繰越計算書について	4
		説 明	6
3	議案第 38 号	池田市市税条例の一部改正について	7
		説 明	13
		参 考	15
4	議案第 39 号	池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部改正について	28
		説 明	32
		参 考	34
5	議案第 40 号	池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一 部改正について	52
		説 明	54
		参 考	55
6	議案第 41 号	動産の取得について	56
		参 考 (1)	57
		参 考 (2)	58
		参 考 (3)	65
7	議案第 42 号	動産の取得について	68
		参 考 (1)	69
		参 考 (2)	70
		参 考 (3)	77

8	議案第43号	動産の取得について	80
		参 考 (1)	81
		参 考 (2)	82
		参 考 (3)	89
9	議案第44号	池田市教育委員会委員の任命について	90
10	議案第45号	池田市公平委員会委員の選任について	91
11	議案第46号	池田市農業委員会委員の任命について	92
12	議案第47号	池田市職員懲戒審査委員会委員の選任について	93
13	議案第48号	財産区管理委員の選任について	95
14	諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関する諮問について	96
15	議案第49号	令和5年度池田市一般会計補正予算(第4号)	97
		説 明	99
		参 考	111

報告第6号

令和4年度池田市公共下水道事業会計予算
繰越計算書について

令和4年度池田市公共下水道事業会計予算を翌年度へ次のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月9日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和4年度 池田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						企業債	補助金		
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事	2,291,943,200	1,841,964,900	180,000,000	110,000,000	70,000,000	269,978,300	関係機関との協議に時間を要したこと等のため

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	説明
						内部留保資金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	下水道管渠維持工事	68,940,000	42,092,160	18,260,000	内部留保資金	18,260,000	8,587,840	関係機関との協議に時間を要したこと等のため

報告第7号

令和4年度池田市一般会計繰越明許費
繰越計算書について

令和4年度池田市一般会計繰越明許費を翌年度へ次のとおり繰り越したの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に
より報告する。

令和5年6月9日 提出

池田市長 瀧澤 智子

令和4年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国府支出金	市債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化事業	103,290,000	103,290,000		40,601,000	29,800,000		32,889,000
10 教育費	2 小学校費	学校教育活動体制整備事業	15,300,000	15,300,000		7,650,000			7,650,000
10 教育費	2 小学校費	小学校遊具改修事業	23,000,000	23,000,000		7,742,000	15,200,000		58,000
10 教育費	2 小学校費	小学校空調機器整備事業	37,000,000	37,000,000		5,534,000	31,300,000		166,000
10 教育費	2 小学校費	小学校照明器具改修事業	48,000,000	48,000,000		16,160,000	31,800,000		40,000
10 教育費	3 中学校費	学校教育活動体制整備事業	7,200,000	7,200,000		3,600,000			3,600,000
10 教育費	3 中学校費	中学校空調機器整備事業	14,000,000	14,000,000		2,611,000	11,300,000		89,000
10 教育費	3 中学校費	中学校エレベーター整備事業	411,000,000	411,000,000		67,300,000	273,900,000		69,800,000

令和4年度 池田市一般会計繰越明許費繰越計算書説明

款 項	目	節	予 算 額	決算見込額	残 額	繰 越 額	不 用 額
			円	円	円	円	円
8 土木費 2 道路橋りょう費	4 橋りょう整備事業費	14 工事請負費	322,030,000	212,265,600	109,764,400	103,290,000	6,474,400
10 教育費 2 小学校費	1 学校管理費	10 需用費	205,524,000	198,328,921	7,195,079	3,956,000	3,239,079
		12 委託料	82,097,000	77,644,896	4,452,104	800,000	3,652,104
		13 使用料及び賃借料	55,380,000	53,145,338	2,234,662	530,000	1,704,662
		14 工事請負費	70,399,000	45,916,955	24,482,045	23,000,000	1,482,045
		17 備品購入費	34,145,000	23,890,805	10,254,195	10,014,000	240,195
10 教育費 2 小学校費	3 学校建設費	14 工事請負費	237,000,000	110,897,600	126,102,400	85,000,000	41,102,400
10 教育費 3 中学校費	1 学校管理費	10 需用費	96,586,000	93,465,343	3,120,657	2,414,000	706,657
		13 使用料及び賃借料	28,416,000	27,150,541	1,265,459	580,000	685,459
		17 備品購入費	16,809,000	12,559,881	4,249,119	4,206,000	43,119
10 教育費 3 中学校費	3 学校建設費	12 委託料	47,600,000	30,772,500	16,827,500	15,000,000	1,827,500
		14 工事請負費	1,089,000,000	564,206,500	524,793,500	410,000,000	114,793,500
計			2,284,986,000	1,450,244,880	834,741,120	658,790,000	175,951,120

議案第 38 号

池田市市税条例の一部改正について

池田市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第30条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第33条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条中「及び府民税額の合計額」を「、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「を前項」を「を同項」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「によって」を「による」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴

収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第94条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第13条第2項中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第13条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第34条の2の2第4項及び第35条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第56条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第94条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第35条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第26条第2項並びに第33条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条第1項から第3項まで、第5項及び第6項、第45条、第45条の2並びに第45条の6並び

に附則第34条の2の2第4項及び第35条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第35条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第30条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(4) 附則第13条の改正規定 公布の日又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき池田市市税条例第30条の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第94条第1号エ及び附則第35条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第34条の2の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる

規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

池田市市税条例の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）の施行等に伴い、本条例の一部改正を行うものである。

1 市民税関係

(1) 森林環境税の賦課徴収の開始に伴う規定の整備

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）に基づき国税である森林環境税の賦課徴収を個人住民税の賦課徴収と併せて行うことについて所要の規定の整備を行うものであること。また、文言の整備を行うものであること。

（第 26 条、第 33 条、第 35 条、第 38 条、第 45 条、
第 45 条の 2 及び第 45 条の 6 の改正関係）

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書について、記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合は、記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載して提出することができることとするものであること。

（第 30 条の 2 の改正関係）

2 固定資産税等関係

(1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴う規定の整備

都市計画税の読替規定の規定中の引用条項を改めるものであること。

（附則第 13 条の改正関係）

(2) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る改正

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税

の減額措置（わがまち特例）が創設されたことに伴い、その割合を定めるものであること。

（附則第13条の2に1項を加える改正関係）

3 軽自動車税関係

(1) 特定小型原動機付自転車の車両区分の創設に伴う改正

特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率について定めるものであること。

（第94条の改正関係）

(2) 賦課徴収の特例に係る改正

軽自動車の燃費性能等に係る国土交通大臣の認定等がその認定等の申請をした者の偽りその他不正の手段により受けたものであるとして取り消された場合に当該申請をした者を当該軽自動車の取得者とみなして軽自動車税の環境性能割及び種別割に関する規定を適用することとする特例について、その税額に加算する金額の算定において当該偽りその他不正の手段を用いたことにより生じた納付不足額に乗じる割合を、10パーセントから35パーセントに変更するものであること。

（附則第34条の2の2及び第35条の2の改正関係）

4 施行期日等

この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、3の(1)については令和5年7月1日から、1の(1)及び3の(2)については令和6年1月1日から、1の(2)については令和7年1月1日から、2の(1)については公布の日又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するものであること。また、所要の経過措置を規定するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第38号 参 考

池田市市税条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第25条（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の<u>同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第27条～第30条（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第30条の2（略）</p>	<p>第1条～第25条（略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第27条～第30条（略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第30条の2（略）</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 <u>前項</u>又は法第3 1 7条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>前項</u>又は法第3 1 7条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 <u>前2項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>	<p><u>經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第3 1 7条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第3 1 7条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第3 1 7条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。</u></p> <p>3 <u>第1項</u>又は法第3 1 7条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>第1項</u>又は法第3 1 7条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>4 <u>第1項及び前項</u>の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第30条の3～第32条（略） （個人の市民税の徴収の<u>方法</u>）</p> <p>第33条 個人の市民税は、第38条、第45条の2第1項、第45条の5又は第53条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p> <p>第30条の3～第32条（略） （個人の市民税の徴収の<u>方法等</u>）</p> <p>第33条 個人の市民税は、第38条、第45条の2第1項、第45条の5又は第53条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>第34条 (略)</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第35条 市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の合計額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>第36条・第37条 (略)</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第38条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>第34条 (略)</p> <p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第35条 市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p> <p>第36条・第37条 (略)</p> <p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第38条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を前項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>	<p>2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第29条第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。</p>
<p>3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、</p>

改正前	改正後
<p>当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動<u>によって</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月</p>	<p>当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者（所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日（その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日）までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>第39条～第44条（略）</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合<u>においてはそれぞれ</u>の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該納</p>	<p>の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額）を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>第39条～第44条（略）</p> <p>（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）</p> <p>第45条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合<u>にはそれぞれ</u>の納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には直ちに</u>、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規</p>

改 正 前

税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

改 正 後

定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第45条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第38条第1項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第45条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢

改 正 前	改 正 後
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>(3) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収が著しく困難であると市長が認める者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p> <p>第45条の3～第45条の5 (略)</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、</p>	<p>等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、特別徴収の方法<u>による</u>徴収が著しく困難であると市長が認める者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第34条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p> <p>第45条の3～第45条の5 (略)</p> <p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第45条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第34条第1項の納期がある場合にはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法に</p>

改 正 前	改 正 後
<p>普通徴収の方法によって徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>第46条～第93条の8 （略）</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>	<p><u>より</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</u></p> <p>第46条～第93条の8 （略）</p> <p>（種別割の税率）</p> <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第95条～第142条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第12条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33</p>	<p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>第95条～第142条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第12条の2 (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 法附則第15条第1項、第9項、第13項、第15項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又</p>

改 正 前	改 正 後
<p>項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p>第14条～第34条の2 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第34条の2の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第34条の3～第35条 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第35条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額</p>	<p>は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2～17 (略)</p> <p><u>18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p>第14条～第34条の2 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>第34条の2の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>第34条の3～第35条 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第35条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第36条～第55条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第56条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>	<p>は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第36条～第55条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第56条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第24条の2の規定を適用する。</p>

議案第 39 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 9 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第34条）」を「第33条）」に、「第35条・第36条」を「第34条・第35条」に、「第37条）」を「第36条）」に、「第38条—第50条」を「第37条—第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第53条」を「第52条」に改める。

第6条第3項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改める。

第13条第6項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第29条第1項中「法第7条第5項」を「同条第5項」に改め、同条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条第2項第4号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第32条第3項」を「第31条第3項」に改め、同条を第33条とする。

第35条第3項中「この章」を「前節」に改め、第2章第3節中同条を第34条とする。

第36条第3項中「この章」を「前節」に改め、同条を第35条とする。

第37条第1項中「第42条第3項第1号において同じ。)及び」を「第41条第3項第1号において同じ。)及び」に、「第42条第3項第1号において同じ。)に」を「同号において同じ。)に」に改め、第3章第1節中同条を第36条とする。

第38条中「第46条」を「第45条」に、「第42条に」を「第41条に」に、「第43条」を「第42条」に改め、第3章第2節中同条を第37条とする。

第39条第2項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第3項中「、前項」を「、同項」に改め、同条第4項中「第42条」を「第41条」に改め、同条を第38条とする。

第40条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第1項第3号中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第4項第1号中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、同条第7項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第41条とする。

第43条第6項ただし書中「第4項」を「同項」に改め、同条を第42条とする。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第46条第5号中「第43条」を「第42条」に改め、同条第7号中「第39条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第45条とし、第47条を第46条とする。

第48条中「の定員」を削り、同条を第47条とする。

第49条第2項第1号中「第44条」を「第43条」に改め、同項第4号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第32条第

3項」を「第31条第3項」に改め、同条を第48条とする。

第50条中「第33条」を「第32条」に、「第46条」を「第45条」に改め、「と、第26条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」」を削り、同条を第49条とする。

第51条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第33条」を「第32条」に、「第39条第2項中」を「第38条第2項中」に、「第52条第1項」を「第51条第1項」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第50条とする。

第52条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第51条とする。

第4章中第53条を第52条とする。

附則第4項中「第42条第1項本文」を「第41条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

- 1 目次を改めるものであること。

(目次の改正関係)

- 2 文言の整備等所要の規定の整備を行うものであること。

(第 6 条、第 7 条及び第 13 条の改正関係、第 26 条を削り、第 27 条を第 26 条とし、第 28 条を第 27 条とする改正関係、第 29 条を改め第 28 条とし、第 30 条を第 29 条とし、第 31 条から第 33 条までを 1 条ずつ繰り上げる改正関係、第 34 条を改め第 33 条とする改正関係、第 35 条を改め第 34 条とする改正関係、第 36 条を改め第 35 条とする改正関係、第 37 条を改め第 36 条とする改正関係、第 38 条を改め第 37 条とする改正関係、第 39 条を改め第 38 条とする改正関係、第 40 条を改め第 39 条とし、第 41 条を第 40 条とする改正関係、第 42 条を改め第 41 条とする改正関係、第 43 条を改め第 42 条とする改正関係、第 45 条を第 44 条とする改正関係、第 46 条を改め第 45 条とし、第 47 条を第 46 条とする改正関係、第 48 条を改め第 47 条とする改正関係、第 49 条を改め第 48 条とする改正関係、第 50 条を改め第 49 条とする改正関係、第 51 条を改め第 50 条とする改正関係、第 52 条を改め第 51 条とする改正関係並びに第 53 条を第 52 条とする改正関係並びに附則の改正関係)

- 3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）が厚生労働省から内閣府の外局として新たに設置されたこども家庭庁に移管

されたことに伴う所要の規定の整理を行うものであること。

(第15条の改正関係及び第44条を改め第43条とする改正関係)

4 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第39号 参 考

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（第4条）	第1節 利用定員に関する基準（第4条）
第2節 運営に関する基準（ <u>第5条—第34条</u> ）	第2節 運営に関する基準（ <u>第5条—第33条</u> ）
第3節 特例施設型給付費に関する基準（ <u>第35条・第36条</u> ）	第3節 特例施設型給付費に関する基準（ <u>第34条・第35条</u> ）
第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第1節 利用定員に関する基準（ <u>第37条</u> ）	第1節 利用定員に関する基準（ <u>第36条</u> ）
第2節 運営に関する基準（ <u>第38条—第50条</u> ）	第2節 運営に関する基準（ <u>第37条—第49条</u> ）
第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（ <u>第51条・第52条</u> ）	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（ <u>第50条・第51条</u> ）
第4章 雑則（ <u>第53条</u> ）	第4章 雑則（ <u>第52条</u> ）
附則	附則
第1章 （略）	第1章 （略）
第1条～第3条 （略）	第1条～第3条 （略）
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第1節 （略）	第1節 （略）
第4条 （略）	第4条 （略）

改 正 前	改 正 後
<p>第2節 運営に関する基準</p>	<p>第2節 運営に関する基準</p>
<p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p>
<p>第6条 (略)</p>	<p>第6条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項の規定による認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>
<p>4・5 (略)</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p>
<p>第7条 (略)</p>	<p>第7条 (略)</p>
<p>2 特定教育・保育施設は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施</p>

改 正 前	改 正 後
<p>設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市及びその各市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第8条～第12条（略）</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>第4項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>第14条（略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>	<p>設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市及びその各市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>第8条～第12条（略）</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>同項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>第14条（略）</p> <p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1)～(3)（略）</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第25条 (略)</p> <p><u>第26条</u> 削除</p> <p><u>第27条・第28条</u> (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p><u>第29条</u> 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（<u>法第7条第5項</u>に規定する地域型保育をいう。次項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第30条～第33条</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p>	<p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 (略)</p> <p>第16条～第25条 (略)</p> <p><u>第26条・第27条</u> (略)</p> <p>(利益供与等の禁止)</p> <p><u>第28条</u> 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）若しくは地域型保育（<u>同条第5項</u>に規定する地域型保育をいう。次項において同じ。）を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>第29条～第32条</u> (略)</p> <p>(記録の整備)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>第34条</u> (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第30条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第32条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、<u>この章</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定子ども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げ</p>	<p><u>第33条</u> (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第29条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) <u>第31条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p style="text-align: center;">第3節 特例施設型給付費に関する基準 (特別利用保育の基準)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)をそれぞれ含むものとして、<u>前節</u>(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定子ども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供している施設」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>掲げる小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p><u>第36条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、<u>この章</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの</p>	<p>る小学校就学前子どもに」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。</p> <p>（特別利用教育の基準）</p> <p><u>第35条</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、<u>前節</u>（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるの</p>

改 正 前	改 正 後
<p>のは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」 と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p><u>第37条</u> 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第29条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第42条第3項第1号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第29条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては同条例第37条に規定する数、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 運営に関する基準 (重要事項の説明及び同意)</p>	<p>は「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p> <p style="text-align: center;">第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p style="text-align: center;">第1節 利用定員に関する基準 (利用定員)</p> <p><u>第36条</u> 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第41条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第29条に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第29条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては同条例第37条に規定する数、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 運営に関する基準 (重要事項の説明及び同意)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>第38条</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第46条</u>に規定する運営規程の概要、<u>第42条</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第43条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>法第20条第4項</u>の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>前項</u>の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合</p>	<p><u>第37条</u> 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、<u>第45条</u>に規定する運営規程の概要、<u>第41条</u>に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、<u>第42条</u>の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、<u>教育・保育給付認定</u>に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>3 前項の特定地域型保育事業者は、<u>同項</u>の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合</p>

改 正 前	改 正 後
<p>その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育及び保育を提供することが困難である場合は、<u>第42条</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p><u>第41条</u> (略)</p> <p>(連携施設の確保等)</p> <p><u>第42条</u> 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う特定地域型保育事業者については、</p>	<p>その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育及び保育を提供することが困難である場合は、<u>第41条</u>に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、要請及び調整に対する協力)</p> <p><u>第39条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市及びその他市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p><u>第40条</u> (略)</p> <p>(連携施設の確保等)</p> <p><u>第41条</u> 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、かつ、必要な教育及び保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める地域において特定地域型保育事業(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う特定地域型保育事業者については、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項</u>に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>に規定する調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育及び保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>	<p>この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第36条第2項</u>に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育及び保育を提供すること。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 市長が、<u>児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>に規定する調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育及び保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 事業所内保育事業（<u>第37条第2項</u>の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者の規定を適用する。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p><u>第43条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>第4項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p><u>第44条</u> 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基</p>	<p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 事業所内保育事業（<u>第36条第2項</u>の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第47条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者の規定を適用する。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p><u>第42条</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、<u>同項</u>の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p><u>第43条</u> 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基</p>

改 正 前	改 正 後
<p>準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p><u>第45条</u> (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第46条</u> 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第43条</u>の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項 (<u>第39条第2項</u>に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>第47条</u> (略)</p> <p>(利用定員の遵守)</p> <p><u>第48条</u> 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員の定員</u>を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対す</p>	<p>準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p><u>第44条</u> (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p><u>第45条</u> 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>第42条</u>の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たつての留意事項 (<u>第38条第2項</u>に規定する選考方法を含む。)</p> <p>(8)～(11) (略)</p> <p><u>第46条</u> (略)</p> <p>(利用定員の遵守)</p> <p><u>第47条</u> 特定地域型保育事業者は、<u>利用定員</u>を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第49条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第44条</u>の規定に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画に係る記録</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第30条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第32条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第50条</u> 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第33条</u>までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあ</p>	<p>の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p><u>第48条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第43条</u>の規定に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画に係る記録</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 次条において準用する<u>第29条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する<u>第31条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(準用)</p> <p><u>第49条</u> 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第32条</u>までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>るのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条に規定する施設」とあるのは「<u>第46条に規定する事業</u>」と、第26条中「<u>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設</u>」とあるのは「<u>特定地域型保育事業者</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p> <p><u>第51条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学</p>	<p>るのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「第20条に規定する施設」とあるのは「<u>第45条に規定する事業</u>」とする。</p> <p style="text-align: center;">第3節 特例地域型保育給付費に関する基準 (特別利用地域型保育の基準)</p> <p><u>第50条</u> (略)</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学</p>

改 正 前	改 正 後
<p>校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、<u>第37条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（<u>第40条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第33条</u>までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、<u>第39条第2項中</u>「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（<u>第52条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</p>	<p>校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、<u>第36条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）をそれぞれ含むものとして、この章（<u>第39条第2項</u>を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から<u>第32条</u>までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、<u>第38条第2項中</u>「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ）」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（<u>第51条第1項</u>の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども</p>

改正前	改正後
<p>に該当する教育・保育給付認定子どもを含む」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「<u>法第20条第4項の規定による認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第43条第1項</u>中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第52条</u>（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す</p>	<p>に該当する教育・保育給付認定子どもを含む」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「<u>教育・保育給付認定に基づき</u>、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、<u>第42条第1項</u>中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p> <p><u>第51条</u>（略）</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供す</p>

改 正 前	改 正 後
<p>る場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもを含む。）の総数が、<u>第37条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、<u>第43条第1項</u>中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認</p>	<p>る場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育認定子どもを含む。）の総数が、<u>第36条第2項</u>の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、<u>第42条第1項</u>中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「第29条第3項第1号に掲げる」とあるのは「第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認</p>

改 正 前	改 正 後
<p>定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章（略）</p> <p><u>第53条</u>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第42条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第4章（略）</p> <p><u>第52条</u>（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、<u>第41条第1項本文</u>の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

議案第40号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和5年6月9日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例
の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が厚生労働省から内閣府の外局として新たに設置されたこども家庭庁に移管されたことに伴う所要の規定の整理を行うものであること。

（第27条の改正関係）

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第40号 参 考

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条～第26条（略） （保育の内容）</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第28条～第51条（略）</p>	<p>第1条～第26条（略） （保育の内容）</p> <p>第27条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p> <p>第28条～第51条（略）</p>

議案第41号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1	種 類	1.3m放水塔付消防自動車
2	数 量	一式
3	取 得 金 額	金113,190,000円
4	契約の相手方	兵庫県三田市テクノパーク32番地 株式会社モリタ 関西支店 支店長 土居 典生

令和5年6月9日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

1.3m放水塔付消防自動車を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第41号 参 考 (1)

1 3 m放水塔付消防自動車の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
1 3 m放水塔付消防自動車の購入	指名競争入札	円 113,190,000	兵庫県三田市テクノパーク32番地 株式会社モリタ 関西支店 支店長 土居 典生

- ・仮契約年月日 令和5年5月12日
- ・納入期限 令和6年3月31日
- ・納入場所 大阪府池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札説明会 令和5年4月25日

- ・入札日 令和5年5月12日
- ・予定価格 103,636,364円(消費税抜き)
- ・入札経過 単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎(株)モリタ 関西支店	102,900,000		
日本ドライケミカル(株) 大阪支店	事前辞退		
ジーエムいちほら工業(株)	失格		
小川ポンプ工業(株)	事前辞退		
(株)吉谷機械製作所	事前辞退		
長野ポンプ(株) 大阪営業所	事前辞退		
(株)ナカムラ消防科学 大阪営業所	事前辞退		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は入札説明会を無断欠席したため

売 買 契 約 書

1	品 名	13m放水塔付消防自動車										
2	規 格	別紙仕様書のとおり										
3	数 量	別紙仕様書のとおり										
4	契 約 金 額		¥	1	1	3	1	9	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額		¥	1	0	2	9	0	0	0	0	0
5	契 約 保 証 金	免 除										
6	納 入 場 所	大阪府池田市八王寺1丁目2番1号										
7	納 入 期 限	令和6年3月31日										

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。
 本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月12日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市
 代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク32番地

受注者 商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店
 代表者氏名 支店長 土居 典生

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書(仕様書及び図面等を含む。)に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
 - 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
 - この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - この契約書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
 - 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
 - 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
 - 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行遅滞による遅滞料)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（既納入物品の取扱い）

第14条 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
 - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第16条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

第17条 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第19条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第21条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(仮契約)

第22条 この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

1 3 m放水塔付消防自動車の概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の13 m放水塔付消防自動車は、はしご車及びタンク車の機能を有しており、バスケットを使用しての救出や放水を可能とし、備え付けた容量900 Lの水槽により有効な消火活動ができるほか、少量の水で効率的な消火を行うことができ、水損防止にも優れている圧縮空気泡消火装置（CAFS）を装備している車両であり、多種多様な災害に対応可能な消防体制を整えるため、購入するものである。

主要諸元等については、次のとおりである。

1 主要諸元

型式	5.5トン級消防専用シャシ
エンジン	消防専用4サイクルディーゼルエンジン
全長	7,525 mm
全幅	2,330 mm
全高	3,100 mm
定員	6名
エンジン出力	240 PS
最小回転半径	6.5 m

2 消防ポンプ

性能	A-2級
規格放水圧力	0.85 MPaで放水量2.0 m ³ /分以上
吸水口	75 mm左右各1口

吸水管	75mm×10m左1口
中継口	65mmポンプ室両側各1口

3 その他の主な艀装^ぎ

オールシャッター式のポンプ室・機材収納スペース

圧縮空気泡消火装置（C A F S）

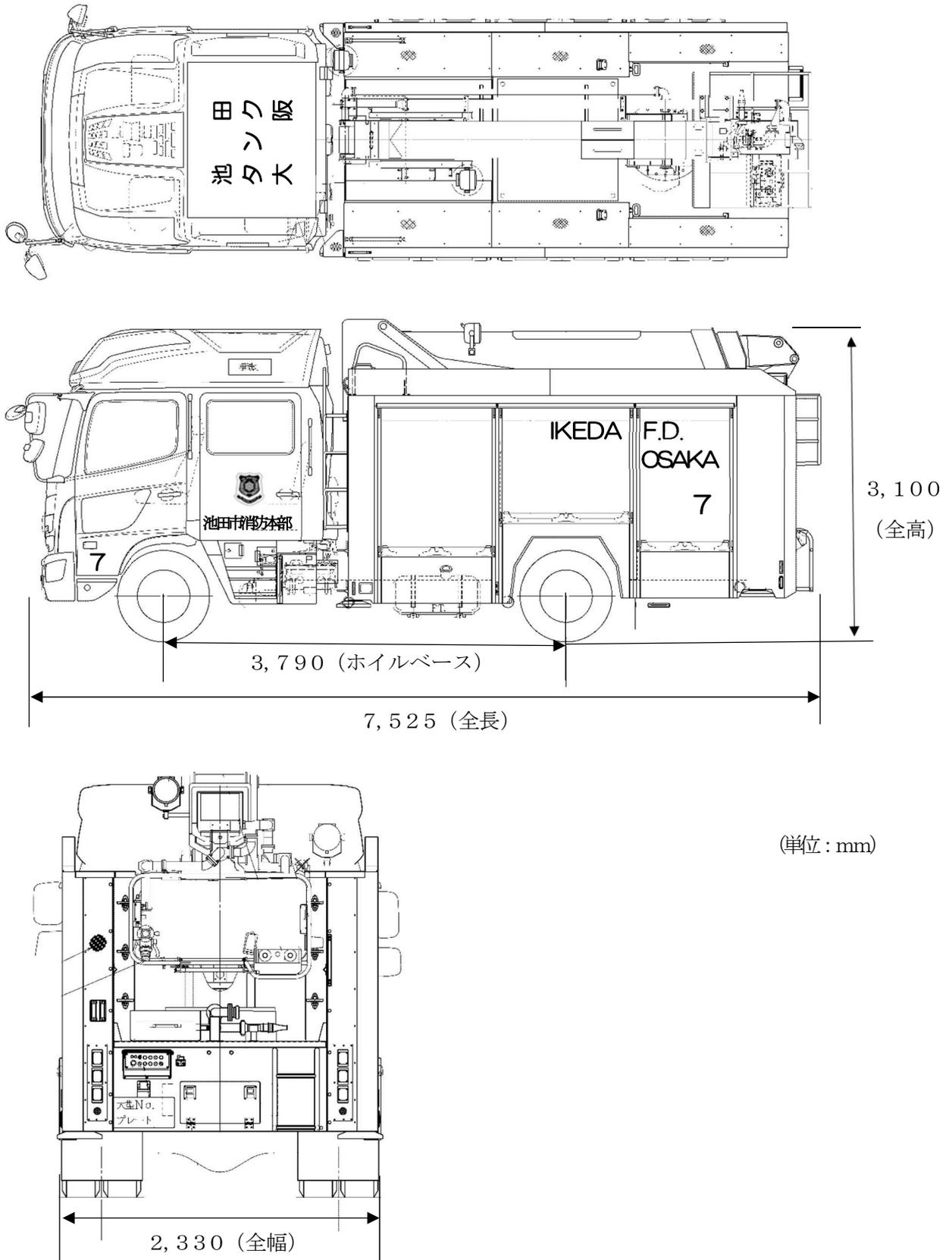
車体上部の照明装置

塔装置（1節3連箱型断面溶接構造）

4 主な装備

空気呼吸器	4基
車載照明装置	1基
バスケット及び放水銃	1基
その他消防活動用装備	一式

5 艀装三面図



議案第42号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 種 類 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金55,319,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 兵庫県三田市テクノパーク32番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 土居 典生 |

令和5年6月9日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第42号 参 考 (1)

災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入	指名競争入札	円 55,319,000	兵庫県三田市テクノパーク32番地 株式会社モリタ 関西支店 支店長 土居 典生

- ・仮契約年月日 令和5年5月12日
- ・納入期限 令和6年3月31日
- ・納入場所 大阪府池田市八王寺1丁目2番1号
- ・入札説明会 令和5年4月25日

- ・入札日 令和5年5月12日
- ・予定価格 50,909,091円(消費税抜き)
- ・入札経過 単位(円)

入札業者名	第1回入札金額	第2回入札金額	第3回入札金額
◎(株)モリタ 関西支店	50,290,000		
日本ドライケミカル(株) 大阪支店	52,200,000		
ジーエムいちはら工業(株)	失格		
小川ポンプ工業(株)	52,800,000		
(株)吉谷機械製作所	事前辞退		
長野ポンプ(株) 大阪営業所	53,300,000		
(株)ナカムラ消防科学 大阪営業所	事前辞退		

備考(1) ◎は落札者

(2) 上記入札金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

(3) 上記失格は入札説明会を無断欠席したため

売 買 契 約 書

1	品 名	災害対応特殊消防ポンプ自動車											
2	規 格	別紙仕様書のとおり											
3	数 量	別紙仕様書のとおり											
4	契 約 金 額			¥	5	5	3	1	9	0	0	0	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額			¥	5	0	2	9	0	0	0		
5	契 約 保 証 金	免 除											
6	納 入 場 所	大阪府池田市八王寺1丁目2番1号											
7	納 入 期 限	令和6年3月31日											

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月12日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者 池 田 市
代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

受注者 所 在 地 兵庫県三田市テクノパーク32番地
商号又は名称 株式会社モリタ 関西支店
代表者氏名 支店長 土居 典生

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
 - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
 - 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
 - 3 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 3 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
 - 4 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
 - 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行遅滞による遅滞料)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（既納入物品の取扱い）

第14条 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
 - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第16条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

第17条 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第19条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第21条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(仮契約)

第22条 この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

災害対応特殊消防ポンプ自動車の概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の災害対応特殊消防ポンプ自動車は、少量の水で効率的な消火を行うことができ、水損防止にも優れている圧縮空気泡消火装置（C A F S）をはじめ、夜間の安全を確保する照明装置及び円滑な消火活動を補助する電動油圧昇降装置を装備しているもので、より安全に多種多様な火災に対応可能な消防体制を整えるため、購入するものである。

主要諸元等については、次のとおりである。

1 主要諸元

型式	3トン級消防専用シャシ
エンジン	消防専用4サイクルディーゼルエンジン
全長	5, 770mm
全幅	1, 920mm
全高	3, 000mm
定員	5名
エンジン出力	150PS
最小回転半径	6.0m

2 消防ポンプ

性能	A-2級
規格放水圧力	0.85Mpaで放水量2.0m ³ /分以上
吸水口	75mm左右各1口
吸水管	75mm×10m左1口

中継口 65mmポンプ室両側各1口

3 その他の主な^ぎ艀装

オールシャッター式のポンプ室・機材収納スペース

圧縮空気泡消火装置（C A F S）

車体上部の照明装置

電動油圧昇降装置

4 主な装備

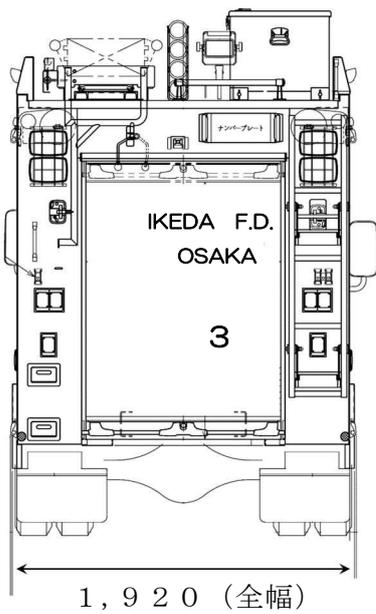
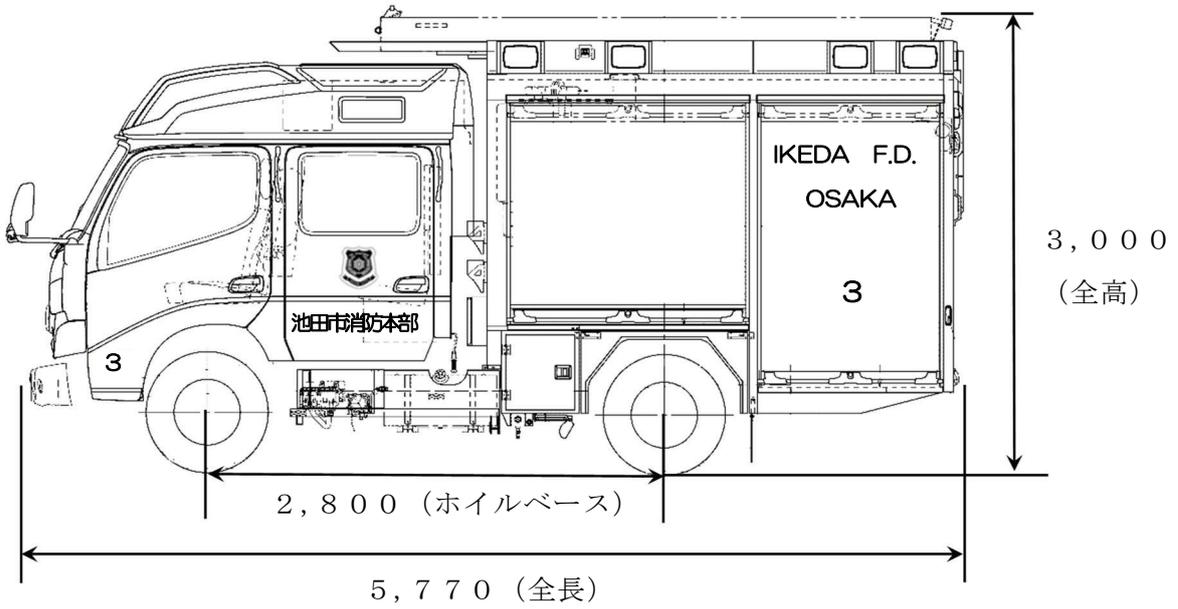
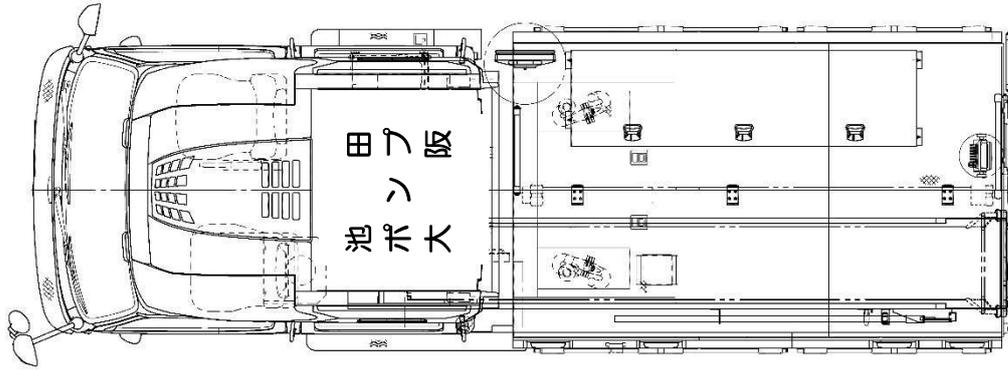
空気呼吸器 4基

車載照明装置 1基

電動アシスト付きホースカー 1基

その他消防活動用装備 一式

5 艀装三面図



(単位：mm)

議案第43号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年池田市条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 種 類 | 仮眠用カプセルベッド |
| 2 | 数 量 | 一式 |
| 3 | 取 得 金 額 | 金39,050,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8-30
コトブキシーティング株式会社 関西支店
支店長 別所 秀則 |

令和5年6月9日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

仮眠用カプセルベッドを取得したいので、本議案を提出するものである。

議案第43号 参 考 (1)

仮眠用カプセルベッドの購入

契約の目的	契約方法	契約金額	契約の相手方
仮眠用カプセルベッドの購入	随意契約	円 39,050,000	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8-30 コトブキシーティング株式会社 関西支店 支店長 別所 秀則

- ・仮契約年月日 令和5年5月12日
- ・納入期限 令和5年12月31日
- ・納入場所 大阪府池田市八王寺1丁目2番1号他
- ・見積合せ説明会 令和5年4月25日

- ・見積合せ日 令和5年5月12日
- ・予定価格 35,545,455円(消費税抜き)
- ・見積経過 単位(円)

見積業者名	第1回見積金額	第2回見積金額	第3回見積金額
コトブキシーティング(株) 関西支店	36,000,000	35,500,000	

備考 上記見積金額に10%に相当する額を加算した金額が法律上の見積価格である。

【随意契約によることとした理由】

仮眠用カプセルベッドを購入する目的は、職員の増員に伴い仮眠室を再整備し、新型コロナウイルス等感染症対策を踏まえた緊急時の出動体制を構築することである。このため、仮眠用カプセルベッドには、飛沫^{まつ}専用捕集フィルターを備えた換気システムを有していること及び仮眠中の職員に対し個別に緊急発令を行うために、個室型で出入口部にスライド式扉を有し外部の音を遮断できることが求められる。これらの要件を満たした製品の製造及び販売を行っており、他自治体の消防署等でも納入実績を有している業者が上記業者のみであるため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行うものである。

売 買 契 約 書

1	品 名	仮眠用カプセルベッド										
2	規 格	別紙仕様書のとおり										
3	数 量	別紙仕様書のとおり										
4	契 約 金 額			¥	3	9	0	5	0	0	0	0
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額			¥	3	5	5	0	0	0	0	0
5	契 約 保 証 金	免 除										
6	納 入 場 所	大阪府池田市八王寺1丁目2番1号他										
7	納 入 期 限	令和5年12月31日										

上記物品の売買について、発注者と受注者は次の契約条項によって売買契約を締結する。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年5月12日

大阪府池田市城南1丁目1番1号

発注者

池 田 市

代 表 者 池田市長 瀧澤 智子

所 在 地 大阪府大阪市北区天満橋1丁目8-30

受注者

商号又は名称 コトブキシーティング株式会社 関西支店

代表者氏名 支店長 別所 秀則

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（仕様書及び図面等を含む。）に基づき、日本国の法令を遵守し、この売買契約を誠実に履行しなくてはならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって履行しなくてはならない。
 - 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、この契約の終了、解除後も同様とする。
 - 4 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 5 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
 - 6 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 8 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第2条** 受注者は、この契約により生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合にあっては、この限りでない。

(監督)

- 第3条** 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

(納入方法)

- 第4条** 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 物品の品質、形状、寸法等は、すべて仕様書及び図面又は現品見本どおりとしなければならない。
 - 3 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第5条** 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その都度遅滞なく事由及び延期日数等を詳記した文書をもって期限延長の申出をすることができる。
- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の申出を受理した場合において、内容を検討し正当であると認めるときは、納入期限を延長することができる。

(検査)

- 第6条** 発注者は、納品日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に立会うものとし、立会わないときは検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 3 第1項の検査に要する費用及び検査のために変質し、変形し、消耗し、又はき損したものの復元又は補填に要する費用は、すべて受注者が負担するものとする。
 - 4 発注者は、納入した物品の全部又は一部が第1項の検査に合格しないことを発見したときは、受注者に物品の取替又は改善を請求することができる。
 - 5 発注者は、受注者が前項の取替又は改善をしたときは、前各項の例により検査を行うものとする。

(所有権)

第7条 物品の所有権は、前条第1項又は第5項の検査に合格と認めた物品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失等の危険負担はすべて受注者が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその期間を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 受注者は、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

ただし、第4条第3項ただし書の規定により一部の納入が認められたときは、その残部のすべてが納入され、第7条の規定による発注者の確認後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受理した日から30日以内に代金を受注者に支払わなければならない。

3 発注者は、前項の期間内に代金を支払うことができないときは、前項の期間満了の日の翌日から代金支払の日までの日数に応じ、当該未払金に対し、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなくてはならない。

4 発注者は、第1項の請求書を受理した後、その請求書の内容の全部又は一部に不備があることを発見したときは、その事由を明示して、その請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求書を返付した日から、発注者が受注者から是正した請求書を受理した日までの期間は、第2項の規定による支払期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不備が、受注者の故意又は重大な過失によるときは、その請求書の提出は無効とする。

5 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(履行遅滞による遅滞料)

第10条 受注者は、受注者の責めに帰すべき理由により、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の到来の日の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の金額）につき、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額の遅延利息を発注者に支払わなくてはならない。

2 前項の遅滞料徴収日数の計算については、第6条第1項及び第5項の検査に要した日数並びに受注者の故意又は重大な過失によらない事由による同条第4項の取替又は改善に要した日数は、算入しないものとする。

(発注者の任意解除権)

第11条 発注者は、納入期間が満了するまでの間は、次条又は第12条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する理由により納品期間内に納品を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第2条の規定に違反して、本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (3) 受注者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約から生じる債権を譲渡したとき。
 - (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
 - (9) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
 - (10) 発注者が行う物品の検査に際し受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
 - (11) 第15条の規定によらないで受注者からこの契約の解除の申し入れがあったとき。
 - (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ウ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（以下「利益の供与」という。）をしたと認められるとき。そのほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をしたと認められるとき。
 - エ 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 3 次に掲げる場合には、発注者は、第1項の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(談合その他不正行為による解除)

第12条の2 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契

約を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。
- (2) 独占禁止法第7条第1項若しくは第2項（独占禁止法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは同条第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。
- (3) 独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提訴されたとき（受注者の役員等又はその使用人が当該公訴を提起された時を含む。）。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第13条 第12条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（既納入物品の取扱い）

第14条 発注者が第11条又は第12条（第2項第7号及び第12号を除く。）の規定により、この契約を解除したとき、又は第16条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは、物品の既納入部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができるものとし、受注者は、その代金を請求することができる。

2 前項の代金の請求及び支払に関しては、第9条の規定を準用するものとする。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 発注者がこの契約に違反し、その違反により物品を完納することが不可能になったとき。
 - (2) 天災その他の理由により、物品を完納することが不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 前項各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

- (1) 契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を、発注者の指定する日までに、発注者に支払わなければならない。
- (1) 第12条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項の規定による違約金の支払は、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。
- 5 第1項、第2項（第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）又は

前項に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項、第2項及び前項の規定は適用しない。

- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期間内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対して、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を遅延利息として併せて発注者に納付しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の賠償金等)

第16条の2 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の総額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、業務が完了した後も同様とする。

- (1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、独占禁止法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。
- (3) 第12条の2第4号に規定する刑が確定したとき。
- (4) 第12条の2第5号に該当したとき。

- 2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償金の額を超える場合には、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(受注者の損害賠償請求)

第17条 発注者は、第11条の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償金の額は、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。ただし、その損害が、発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、第15条第1項第1号に該当し、同条の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が契約不適合であるとき、契約の内容に適合しないことを知った日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の変更)

第19条 この契約締結後、経済情勢及び市況の変動により、契約金額が不相当と認められるときは、発注者と受注者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(相殺)

第20条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺することができる。

- 2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

(紛争の処理)

第21条 受注者は、この契約に関し第三者との間に発注者の責めに帰さない紛争が生じたときは、受注者の責任と負担においてその一切の処理をするものとする。

(仮契約)

第22条 この契約は仮契約であり、池田市議会の議決がなされたとき本契約となるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

仮眠用カプセルベッドの概要

池田市消防本部（署）に配置する予定の仮眠用カプセルベッドは、飛沫^{まつ}専用補集フィルターを搭載し、出入口にスライド式扉を有した個室型のカプセルベッドである。遮音性に優れているため、仮眠中の職員に対し個別に緊急発令を行うことが可能であり、感染症対策を踏まえた快適な仮眠環境を整備し、緊急時の円滑な出動に対応するため、購入するものである。

主な規格については、次のとおりである。

- 1 数量 仮眠室 3 6 床
 (池田市消防署仮眠室 2 8 床)
 (池田市消防署細河分署仮眠室 8 床)

- 2 寸法（上下 2 床当たり）
 - 幅 約 2, 2 4 6 m m
 - 奥行 約 1, 4 8 4 m m
 - 高さ 約 2, 3 4 0 m m

池田市農業委員会委員の任命について

下記の者を池田市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めらる。

記

住 所	氏 名	生年月日
	中西 史三	
	吉野 聡	
	溝口 勝夫	
	橋本 敏美	
	岡本 慶治	
	福井 茂次	
	森上 啓	
	北浦 利和	
	池田 廣	
	細井 良裕	
	古川 淳一	
	高木 正樹	
	山形 隆文	
	照内 善弘	
	杉村 一利	
	前川 勇治	
	庄田佳保里	

令和 5 年 6 月 9 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

令和 5 年 7 月 1 9 日をもって任期満了となる池田市農業委員会委員の後任を任命するものである。

池田市職員懲戒審査委員会委員の選任について

下記の者を池田市職員懲戒審査委員会委員に選任したいので、地方自治法施行規程（昭和 22 年政令第 19 号）第 16 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

（学識経験を有する者）

住 所 [REDACTED]
氏 名 本 郷 修
[REDACTED] 生

住 所 [REDACTED]
氏 名 松 室 利 幸
[REDACTED] 生

住 所 [REDACTED]
氏 名 村 瀬 謙 一
[REDACTED] 生

議案第49号

令和5年度池田市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度池田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 17,719千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,496,052千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月9日 提出

大阪府池田市市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,211,934	5,219	8,217,153
	4 国庫交付金	1,538,997	5,219	1,544,216
19 繰入金		3,134,270	10,000	3,144,270
	1 繰入金	3,134,270	10,000	3,144,270
20 諸収入		771,740	2,500	774,240
	6 雑収入	308,585	2,500	311,085
歳入合計		42,478,333	17,719	42,496,052

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,073,081	12,500	4,085,581
	1 総務管理費	3,092,611	12,500	3,105,111
10 教育費		5,266,528	10,475	5,277,003
	6 社会教育費	1,405,084	10,475	1,415,559
13 予備費		204,774	△5,256	199,518
	1 予備費	204,774	△5,256	199,518
歳出合計		42,478,333	17,719	42,496,052

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 4 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,211,934	5,219	8,217,153
19 繰入金	3,134,270	10,000	3,144,270
20 諸収入	771,740	2,500	774,240
歳入合計	42,478,333	17,719	42,496,052

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,073,081	12,500	4,085,581			2,500	10,000
10 教育費	5,266,528	10,475	5,277,003	5,219			5,256
13 予備費	204,774	△5,256	199,518				△5,256
歳出合計	42,478,333	17,719	42,496,052	5,219		2,500	10,000

歲

入

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 教育費国 庫交付金	48,514	5,219	53,733	3 デジタル田 園都市国家 構想交付金	5,219	デジタル田園都市国家構想交付金 5,219 追加
計	1,538,997	5,219	1,544,216			

(款) 19 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 基金繰入金	3,122,022	10,000	3,132,022	1 財政調整基金繰入金	10,000	財政調整基金繰入金 10,000 追加
計	3,134,270	10,000	3,144,270			

(款) 20 諸 収 入

(項) 6 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	308,237	2,500	310,737	2 雑 入	2,500	コミュニティ助成金 2,500 追加
計	308,585	2,500	311,085			

出

歲

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国府支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	1,553,128	10,000	1,563,128				10,000	12 委託料	10,000	計画策定委託料 10,000 追加
13 自治振興費	383,309	2,500	385,809			2,500		18 負担金補助 及び交付金	2,500	補助金 2,500 追加 コミュニティ助成
計	3,092,611	12,500	3,105,111			2,500	10,000			

(款) 10 教育費

(項) 6 社会教育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 社会教育 管理費	744,785	36	744,821				36	1 報酬	36	委員報酬 36 追加
5 図書館費	91,473	10,439	101,912	5,219			5,220	13 使用料及 び賃借料	10,439	情報受信料 10,439 追加
計	1,405,084	10,475	1,415,559	5,219			5,256			

(款) 13 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国府支出金	地方債	その他				
1 予備費	204,774	△5,256	199,518				△5,256		予備費 △5,256 減額	
計	204,774	△5,256	199,518				△5,256			

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分		職 員 数	給 与 費							共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	地 域 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	退 職 手 当	計		
補 正 後	長 等	人 4	千円 —	千円 34,692	千円 5,204	千円 279	千円 20,592	千円 5,738	千円 66,505	千円 10,773	千円 77,278
	議 員	22	158,280	—	—	—	66,347	—	224,627	43,378	268,005
	そ の 他	1,145	120,097	—	—	—	—	—	120,097	—	120,097
	計	1,171	278,377	34,692	5,204	279	86,939	5,738	411,229	54,151	465,380
補 正 前	長 等	4	—	34,692	5,204	279	20,592	5,738	66,505	10,773	77,278
	議 員	22	158,280	—	—	—	66,347	—	224,627	43,378	268,005
	そ の 他	1,143	120,061	—	—	—	—	—	120,061	—	120,061
	計	1,169	278,341	34,692	5,204	279	86,939	5,738	411,193	54,151	465,344
比 較	長 等	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0	—	—	—	0	—	0	0	0
	そ の 他	2	36	—	—	—	—	—	36	—	36
	計	2	36	0	0	0	0	0	36	0	36

参 考 资 料

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		16,726,700	—	16,726,700
	1 市 民 税	7,913,900	—	7,913,900
	2 固 定 資 産 税	6,638,000	—	6,638,000
	3 軽 自 動 車 税	127,800	—	127,800
	4 市 た ば こ 税	561,000	—	561,000
	5 入 湯 税	3,000	—	3,000
	6 都 市 計 画 税	1,483,000	—	1,483,000
2 地 方 譲 与 税		210,300	—	210,300
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	34,000	—	34,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000	—	114,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	51,000	—	51,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,300	—	11,300
3 利 子 割 交 付 金		14,000	—	14,000
	1 利 子 割 交 付 金	14,000	—	14,000
4 配 当 割 交 付 金		140,000	—	140,000
	1 配 当 割 交 付 金	140,000	—	140,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		70,000	—	70,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	70,000	—	70,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		300,000	—	300,000
	1 法人事業税交付金	300,000	—	300,000
7 地方消費税交付金		2,300,000	—	2,300,000
	1 地方消費税交付金	2,300,000	—	2,300,000
8 ゴルフ場利用税交付金		60,000	—	60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000	—	60,000
9 環境性能割交付金		21,000	—	21,000
	1 環境性能割交付金	21,000	—	21,000
10 地方特例交付金		101,500	—	101,500
	1 地方特例交付金	101,000	—	101,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	500	—	500
11 地方交付税		4,200,000	—	4,200,000
	1 地方交付税	4,200,000	—	4,200,000
12 交通安全対策特別交付金		12,000	—	12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000	—	12,000
13 分担金及び負担金		314,456	—	314,456
	1 負担金	314,456	—	314,456

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 使用料及び手数料		918,577	—	918,577
	1 使用料	648,703	—	648,703
	2 手数料	268,831	—	268,831
	3 証紙収入	1,043	—	1,043
15 国庫支出金		8,211,934	5,219	8,217,153
	1 国庫負担金	5,654,919	—	5,654,919
	2 国庫補助金	997,815	—	997,815
	3 国庫委託金	20,203	—	20,203
	4 国庫交付金	1,538,997	5,219	1,544,216
16 府支出金		3,247,368	—	3,247,368
	1 府負担金	2,496,408	—	2,496,408
	2 府補助金	389,019	—	389,019
	3 府委託金	48,554	—	48,554
	4 府交付金	313,387	—	313,387
17 財産収入		19,288	—	19,288
	1 財産運用収入	8,588	—	8,588
	2 財産売払収入	10,700	—	10,700
18 寄附金		206,000	—	206,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 寄 附 金	206,000	—	206,000
19 繰 入 金		3,134,270	10,000	3,144,270
	1 繰 入 金	3,134,270	10,000	3,144,270
20 諸 収 入		771,740	2,500	774,240
	1 延滞金加算金及び過料	20,000	—	20,000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141,600	—	141,600
	4 収 益 事 業 収 入	300,000	—	300,000
	5 受 託 事 業 収 入	1,500	—	1,500
	6 雑 入	308,585	2,500	311,085
21 市 債		1,499,200	—	1,499,200
	1 市 債	1,499,200	—	1,499,200
歳 入 合 計		42,478,333	17,719	42,496,052

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		375,359	—	375,359
	1 議 会 費	375,359	—	375,359
2 総 務 費		4,073,081	12,500	4,085,581
	1 総 務 管 理 費	3,092,611	12,500	3,105,111
	2 徴 税 費	489,932	—	489,932
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	269,692	—	269,692
	4 選 挙 費	155,023	—	155,023
	5 統 計 調 査 費	23,982	—	23,982
	6 監 査 委 員 費	41,841	—	41,841
3 民 生 費		19,162,306	—	19,162,306
	1 社 会 福 祉 費	9,056,977	—	9,056,977
	2 児 童 福 祉 費	8,322,847	—	8,322,847
	3 生 活 保 護 費	1,782,102	—	1,782,102
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		4,587,070	—	4,587,070
	1 保 健 衛 生 費	3,098,511	—	3,098,511
	2 清 掃 費	1,488,559	—	1,488,559
5 労 働 費		14,913	—	14,913

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 労働諸費	14,913	—	14,913
6 農林水産業費		54,859	—	54,859
	1 農林費	54,859	—	54,859
7 商工費		255,678	—	255,678
	1 商工費	255,678	—	255,678
8 土木費		3,131,432	—	3,131,432
	1 土木管理費	475,798	—	475,798
	2 道路橋りょう費	637,752	—	637,752
	3 河川費	43,865	—	43,865
	4 都市計画費	1,809,782	—	1,809,782
	5 住宅費	163,867	—	163,867
	6 災害防止費	368	—	368
9 消防費		1,446,285	—	1,446,285
	1 消防費	1,446,285	—	1,446,285
10 教育費		5,266,528	10,475	5,277,003
	1 教育総務費	1,461,589	—	1,461,589
	2 小学校費	786,632	—	786,632
	3 中学校費	340,557	—	340,557

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 幼稚園費	238,381	—	238,381
	5 給食センター費	1,034,285	—	1,034,285
	6 社会教育費	1,405,084	10,475	1,415,559
11 公債費		3,856,401	—	3,856,401
	1 公債費	3,856,401	—	3,856,401
12 諸支出金		49,647	—	49,647
	1 防災費	49,647	—	49,647
13 予備費		204,774	△5,256	199,518
	1 予備費	204,774	△5,256	199,518
	歳出合計	42,478,333	17,719	42,496,052

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計
義務的経費	22,703,755	36	22,703,791
人 件 費	8,512,134	36	8,512,170
扶 助 費	10,335,220	—	10,335,220
公 債 費	3,856,401	—	3,856,401
投資的経費	2,154,276	—	2,154,276
そ の 他	17,620,302	17,683	17,637,985
物 件 費	7,861,211	20,439	7,881,650
そ の 他	9,759,091	△ 2,756	9,756,335
合 計	42,478,333	17,719	42,496,052

一般会計

令和5年度 補正第4号		歳出款別節別内訳表													(単位：千円)
節別	款別	1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計
1	報酬	160,358	170,840	335,083	96,406	1,234	8,217	14,105	16,655	26,002	1,015,986		123		1,845,009
2	給料	31,370	641,374	517,848	333,810	3,638	14,648	7,193	175,273	444,609	535,461				2,705,224
3	職員手当等	94,751	596,271	462,132	280,507	2,779	12,932	8,125	149,001	406,541	546,220		4,953		2,564,212
4	共済費	56,366	286,386	258,908	145,415	1,407	6,235	5,892	72,226	173,705	390,755				1,397,295
5	災害補償費		300							100	30				430
6	恩給及び退職年金														
7	報償費	158	96,292	21,539	89,379	30	732	1,876	20	6,096	60,438		294		276,854
8	旅費	4,299	18,766	11,588	5,890	15	281	1,336	2,154	4,258	50,393				98,980
9	交際費	1,000	1,600								485				3,085
10	需用費	4,882	251,389	83,869	418,486	157	6,166	4,819	103,380	54,102	405,642		10,924		1,343,816
11	役務費	1,341	114,317	39,172	21,525	89	225	380	882	4,975	29,867		7,582		220,355
12	委託料	5,002	1,032,732	732,913	1,836,364		977	19,465	791,644	10,751	1,217,969		24,832		5,672,649
13	使用料及び賃借料	1,577	432,411	37,925	18,751		773	2,616	139,680	3,226	249,945		14		886,918
14	工事請負費			16,000	27,000				720,000	3,900	262,310				1,029,210
15	原材料費			175	133				737	65	4,432				5,542
16	公有財産購入費														
17	備品購入費	301	6,327	5,184	37,816	20			16	214,177	52,258		30		316,129
18	負担金補助及び交付金	13,954	161,624	3,154,911	204,699	5,544	3,673	51,868	93,264	73,743	390,862		832		4,154,974
19	扶助費		185	10,257,204	19,516						58,315				10,335,220
20	貸付金			2,474				138,000							140,474
21	補償補填及び賠償金		100	200	100				3,030		5,550				8,980
22	償還金利子及び割引料		51,025		1,661						50	3,856,401			3,909,137
23	投資及び出資金														
24	積立金		223,571	3,561	30,000			3	9,861				63		267,059
25	寄附金														
26	公課費		71	30	698					935	35				1,769
27	繰出金			3,221,590	1,018,914				853,609	19,100					5,113,213
	予備費													199,518	199,518
	()%	(0.9)	(9.6)	(45.1)	(10.8)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	(7.4)	(3.4)	(12.4)	(9.1)	(0.1)	(0.5)	(100.0)
	計	375,359	4,085,581	19,162,306	4,587,070	14,913	54,859	255,678	3,131,432	1,446,285	5,277,003	3,856,401	49,647	199,518	42,496,052

一般会計

令和5年度		補正第4号		歳出性質別節別内訳表				(単位：千円)	
節別	性質別	義務的経費			投資的経費	その他の経費		合計	
		人件費	扶助費	公債費		小計	物件費		その他
1	報酬	1,845,009			1,845,009			1,845,009	
2	給料	2,705,224			2,705,224			2,705,224	
3	職員手当等	2,564,212			2,564,212			2,564,212	
4	共済費	1,397,295			1,397,295			1,397,295	
5	災害補償費	430			430			430	
6	恩給及び退職年金								
7	報償費						276,854	276,854	
8	旅費					98,980		98,980	
9	交際費					3,085		3,085	
10	需用費				100,000	1,243,816		1,343,816	
11	役務費					220,355		220,355	
12	委託料				327,950	5,344,699		5,672,649	
13	使用料及び賃借料				774	886,144		886,918	
14	工事請負費				1,029,210			1,029,210	
15	原材料費					5,542		5,542	
16	公有財産購入費								
17	備品購入費				237,100	79,029		316,129	
18	負担金補助及び交付金				443,042		3,711,932	4,154,974	
19	扶助費		10,335,220		10,335,220			10,335,220	
20	貸付金						140,474	140,474	
21	補償補填及び賠償金						8,980	8,980	
22	償還金利子及び割引料			3,856,401	3,856,401		52,736	3,909,137	
23	投資及び出資金								
24	積立金						267,059	267,059	
25	寄附金								
26	公課費						1,769	1,769	
27	繰出金				16,200		5,097,013	5,113,213	
	予備費						199,518	199,518	
	計 ()%	(20.0)	(24.3)	(9.1)	(53.4)	(5.1)	(18.5)	(23.0)	
		8,512,170	10,335,220	3,856,401	22,703,791	2,154,276	7,881,650	9,756,335	
								42,496,052	